



広島労働局発表
平成 30 年 9 月 14 日（金）

【照会先】

広島労働局雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長

室長補佐

労働紛争調整官

（電話） 082（221）9247

松永 涼子

村上 敏昭

重弘 拓也

パワハラを含む「いじめ・嫌がらせ」の相談が 6 年連続トップ 平成 29 年度個別労働紛争解決制度の施行状況について

広島労働局（局長：川口 達三）は、このたび、平成 29 年度個別労働紛争解決制度の施行状況をまとめましたので、以下のとおり公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するもので、「総合労働相談※1」、労働局長による「助言・指導※2」、紛争調整委員会による「あっせん※3」の 3 つの方法があります。

【ポイント】

- 1 平成 29 年度は、前年度と比べ、総合労働相談の件数及びあっせん申請件数は減少しましたが、助言・申出件数は前年度と比べ増加しました。

【総合労働相談、助言・指導申出、あっせん申請の件数】

① 総合労働相談件数	25,338 件	（前年度比 7.1%減）
⇒うち民事上の個別労働紛争相談件数	6,668 件	（前年度比 1.5%減）
② 助言・指導申出件数	143 件	（前年度比 25.4%増）
③ あっせん申請件数	48 件	（前年度比 30.4%減）

- 2 民事上の個別労働紛争相談、助言・指導の申出件数、あっせん申請件数の中では、パワハラを含む「いじめ・嫌がらせ」が最も多くなっています。

【いじめ・嫌がらせに関する相談、助言・指導申出、あっせん申請の件数】

- ① 民事上の個別労働紛争の相談件数では、1,783 件（26.7%）と前年度より減少したものの、6 年連続で最も多い相談内容となりました。
- ② 助言・指導の申出では、38 件（26.6%）、あっせん申請では 18 件（37.5%）と、いずれも最も多くなっています。

※用語解説

- ※1 「総合労働相談」：広島労働局及び県内各労働基準監督署内 8 か所に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応しています。
なお、平成 28 年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等（部）室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上されています。
- ※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。
- ※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- ※4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）。

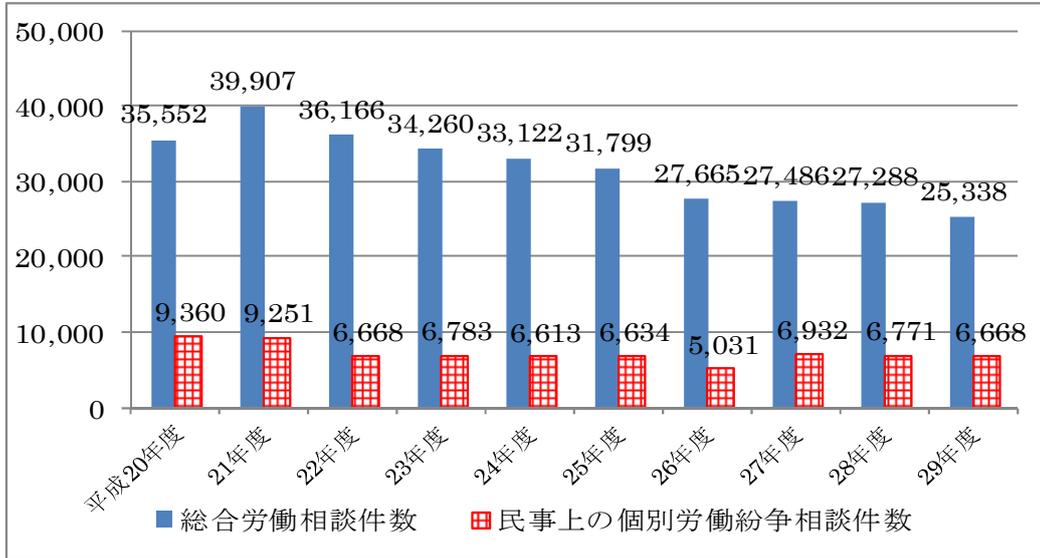
平成 29 年度個別労働紛争解決制度の運用状況

広島労働局

1 総合労働相談

(1) 相談件数の推移

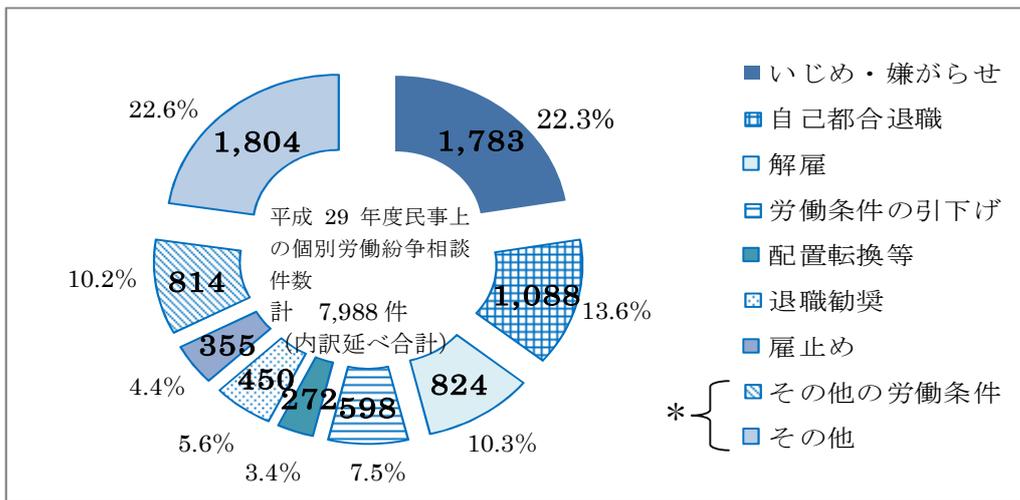
総合労働相談件数は、25,338 件で、前年度と比べ 1,950 件（7.1%）減少、民事上の個別労働紛争相談件数は 6,668 件で、前年度と比べ 103 件（1.5%）減少しました。



(2) 民事上の個別労働紛争～相談内容別の件数

民事上の個別労働紛争に係る相談の内訳は、いじめ・嫌がらせに関するものが 1,783 件（22.3%）と最も多く、次いで自己都合退職（辞めさせてもらえない等）に関するものが 1,088 件（13.6%）解雇に関するものが 824 件（10.3%）となっています。

なお、1 件の相談で複数の内訳が生じることがあるため、合計値は(1)と一致しません。



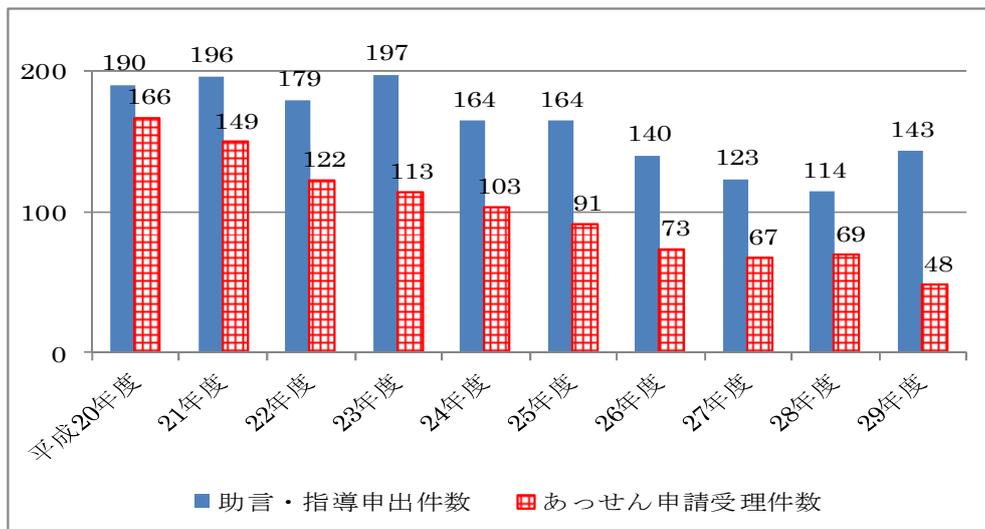
主な相談の推移

相談の内容	いじめ・嫌がらせ	自己都合退職	解雇	労働条件引下げ	配置転換等	退職勧奨	雇止め	その他の労働条件	合計
平成 27 年度	1,635	953	940	688	234	457	251	768	7,310
平成 28 年度	1,826	934	678	616	166	542	240	1,113	7,592
平成 29 年度	1,783	1,088	824	598	272	450	355	814	7,988

* 「その他の労働条件」とは、懲戒処分、採用内定取り消し、昇給・昇格等労働条件に関する他にあてはまらない事項
「その他」とは、募集・採用、教育訓練、賠償等他に当てはまらない事項

2 労働局長による助言・指導の申出件数及び紛争調整委員会によるあっせん申請の状況

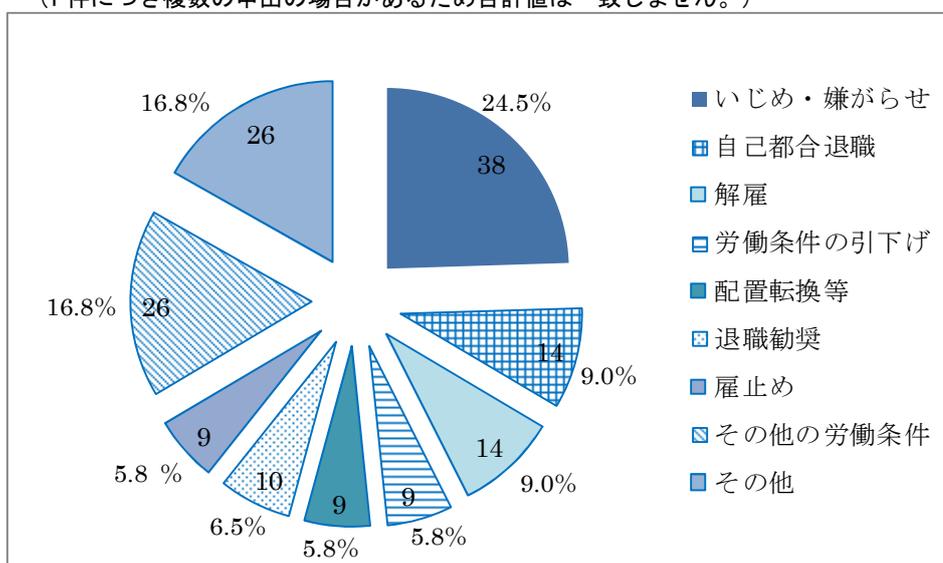
平成 29 年度の助言・指導の申出件数は 143 件で、前年度より 29 件 (25.4%) 増加しました。また、あっせん申請件数は 48 件で、前年度より 21 件 (30.4%) 減少しました。



(1) 労働局長による助言・指導の申出内容

助言・指導の申出内容としては、いじめ・嫌がらせに関するものが最も多く 38 件 (24.5%)、次いで自己都合退職 14 件 (9.0%)、解雇 14 件 (9.0%) と続いています。

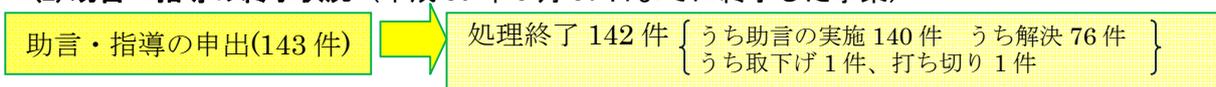
(1 件につき複数の申出の場合があるため合計値は一致しません。)



主な助言・指導申出内容

申出の内容	いじめ・嫌がらせ	自己都合退職	解雇	労働条件引下げ	配置転換等	退職勧奨	雇止め	その他の労働条件	合計
平成 27 年度	25	12	20	13	5	9	8	16	137
平成 28 年度	31	15	10	9	7	15	5	22	141
平成 29 年度	38	14	14	9	9	10	9	26	155

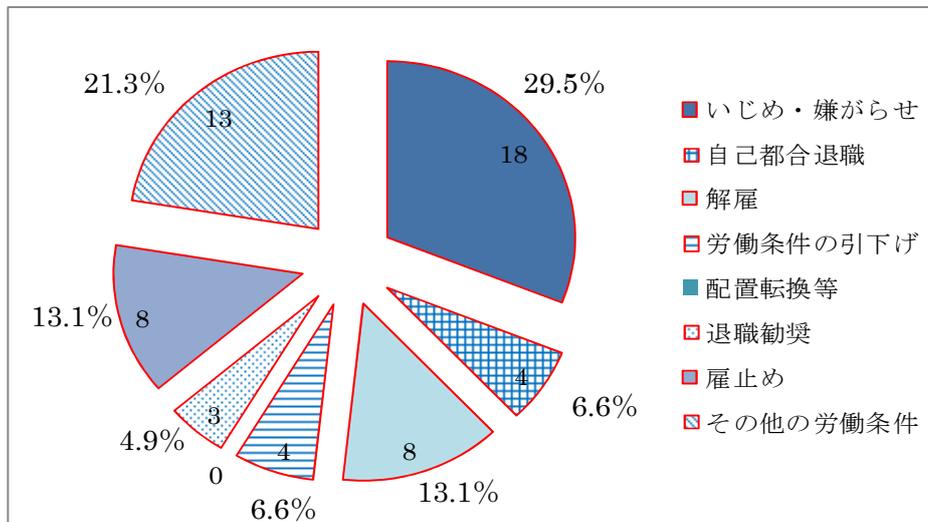
(2) 助言・指導の終了状況 (平成 30 年 3 月 31 日までに終了した事案)



(3) 紛争調整委員会によるあっせんの申請内容

あっせんの申請内容としては、いじめ・嫌がらせに関するものが最も多く18件(37.5%)、次いで、解雇8件(16.7%)、雇止め(16.7%)と続いています。

(1件につき複数の申請の場合があるため合計値は一致しません。)



あっせん申請の主な内容

申請の内容	いじめ・嫌がらせ	自己都合退職	解雇	労働条件引下げ	配置転換等	退職勧奨	雇止め	その他の労働条件	合計
平成27年度	23	0	31	1	1	6	3	5	75
平成28年度	28	23	14	9	0	4	7	14	102
平成29年度	18	4	8	4	3	3	8	13	61

(4) あっせん事案の終了状況

	手続き終了件数	合意	合意できず	不参加	取下げ	その他
平成27年度	65	19 (29.2%)	15 (23.1%)	25 (38.5%)	4 (6.2%)	2 (3.1%)
平成28年度	65	20 (30.8%)	13 (20.0%)	27 (41.5%)	5 (7.7%)	0
平成29年度	55	20 (36.4%)	15 (27.3%)	16 (29.1%)	4 (7.2%)	0

** あっせん手続きの流れ

